



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

○ 告示

- 986 生活保護法による指定医療機関の廃止
(福祉保健総務課)
- 987 生活保護法による医療機関の指定(")
- 988 " (")
- 989 " (")

告 示

和歌山県告示第986号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成21年8月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 号	名 称	所 在 地	廃 止 年月日
有医 16-25	児島医院	有田郡湯浅町湯浅686	平成 21.6.30

和歌山県告示第987号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成21年8月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 号	名 称	所 在 地	指 定 年月日
有医 116-21	児島医院	有田郡湯浅町湯浅686	平成 21.7.1
海南医 109-21	たなか眼科	海南市日方1290-66	平成 21.8.4

和歌山県告示第988号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支

援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成21年8月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 号	名 称	所 在 地	指 定 年月日
海南医 110-21	いぬい内科呼吸器 内科クリニック	海南市名高539番地18 岩崎ビル1階	平成 21.8.1

和歌山県告示第989号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成21年8月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 号	名 称	所 在 地	指 定 年月日
海南薬 37-21	みき薬局	海南市日方1290-66	平成 21.8.2